

第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針・措置

6-1 課題・方針・措置に関する基本的な考え方

本計画では、第5章「文化財の保存・活用に関する方針」で定めた3つの基本的方向性「文化財にふれる・学ぶ」、「文化財を守る」、「文化財をつなぎ、磨く」に基づきそれぞれの課題・方針・措置を設定しました。

取組主体の詳細は、以下のとおりです。

- ・地域：文化財を取り巻く地元住民や地元団体
- ・所有者：文化財の所有者、または管理者
- ・専門機関：大学、博物館、岡山県建築士会、岡山史料ネット等の研究機関
- ・文化財保護団体：市内で活動する文化財保護団体、市が認定した文化財保存活用支援団体
- ・行政：国・県・美作市

これらの措置の実施にあたる財源については、市財源を「市」、各種国補助金やデジタル田園都市国家構想交付金等を「国」、県補助金を「県」、民間助成金等を「民間」と示します。

事業計画期間としては、前期は1年～3年、中期は4年～6年、後期は7年～10年の間に実施することとします。また6章で挙げている措置については、一部、7章「関連文化財群」の関連文化財群ごとの事業で具体的に記載しており、措置についても関連する事業番号を記載しています。

なお7章「関連文化財群」、8章「文化財保存活用区域」に記載する措置についても、本章で示す財源及び事業計画期間を準拠します。

6-2 「文化財にふれる・学ぶ」ための課題・方針・措置

(1) 課題

①-1 総合的把握と見直し調査の不足

近年の町史編纂事業に伴い文化財に関する総合的な調査が行われている英田、大原、美作地域と自治体史編纂から40年以上経過している東栗倉、勝田、作東とに地域的な偏りがあります。また自治体史以外の調査も石造物などを取り上げた調査が多く、無形文化財や文化的景観、伝統的建造物群、文化財の保存技術は把握調査などが実施できておらず、文化財の種類によって調査実施の偏りがみられます。

①-2 既存調査等の情報公開の不足

個々の文化財や関連文化財群(第7章で詳述)や文化財保存活用区域(第8章で詳述)を構成する文化財など、既存の調査成果に関する整理や情報の周知が十分ではありません。

①-3 郷土芸能にふれる機会の不足

本市では、小学校高学年を対象とした伝統芸能鑑賞事業を実施し、日本の伝統芸能にふれる機会を創出していますが、一方で地域の獅子舞や「いのこ」といった伝統芸能、祭礼にふれる機会が減少しています。

①-4 郷土学習の不足

アンケート結果から地元の歴史や文化財に対して重要であるとの認識が多くありますが、具体的に地元にある文化財についての知識を得る機会が不足しています。

①-5 実物にふれる機会の不足

市内には歴史民俗資料館が3館設置されていますが、常時開館は英田歴史民俗資料館1館のみとなっています。展示内容が英田地域に限定されているため市域全体の歴史を把握するには不十分な状況となっています。また地域に所在する文化財の存在や重要性が周知されていません。

(2) 方針

課題：①-1 総合的把握と見直し調査の不足、把握調査の未実施

方針：1-1 文化財の把握調査について計画を作成し、地域や文化財保護団体、学校等と連携した調査体制を整備します。特に把握調査未実施の分野を重点に行います。また把握調査の結果によっては詳細調査を実施します。

課題：①-2 既存調査等の情報公開の不足

方針：1-2 講演会の開催。既に実施した調査の成果の公開が不足しているため、成果の整理を行います。また今後実施する文化財の把握調査や詳細調査の成果を広く公開します。

課題：①-3 郷土芸能にふれる機会の不足

方針：1-3 郷土の伝統芸能や伝統工芸、歴史を郷土学習の一環として、若年層から学習する機会を提供します。

課題：①-4 郷土学習の不足

方針：1-4 座学だけでなく、現地を散策するなど追体験できる講座等を開催します。

課題：①-5 実物にふれる機会の不足

方針：1-5 郷土資料の展示など適切な管理のもと実物にふれる機会を創出するため、現在の歴史民俗資料館のあり方を含めて検討します。

(3) 措置

表11 「文化財にふれる・学ぶ」措置一覧

措置番号	保存・活用に関する措置 ※番号＝方針との対応		措置の内容	取組主体					事業計画期間			「内はページ数」 関連文化財群の 事業番号	財源
				地域	所有者	専門機関	保護団体	行政	前期	中期	後期		
1	文化財の調査計画の作成	1-1	調査が不十分な種別や地域を優先的に調査する具体的な計画の作成する。	○		○	○	◎	△				市
2	文化財の調査体制の整備	1-1	調査計画に基づき、地域・専門家・各種団体等と連携し、把握調査を実施する体制を整備する。	○		○	○	◎	△	△			市
3	文化財の把握調査の実施	1-1	調査計画に基づき、市内の文化財の把握調査を行う。	○		○	○	◎	△	△		33(p.59), 37(p.59) 38(p.68), 56(p.72) 64(p.78), 71(p.83)	市
4	発掘調査の実施	1-1	必要に応じて、埋蔵文化財の発掘調査を行う。	○				◎		△		33(p.59), 39(p.66)	国・市
5	文化財リストの作成・共有	1-2	調査した文化財をリスト化し、地域や関係部署等と共有し、研究、見守り、防災などに活用する。	○	○	○	○	◎	△	△			市
6	文化財講座の充実	1-2 1-3 1-4	調査結果や様々なテーマで講座を開催し、文化財の周知や情報発信を行う。			○	○	○	△	△		34(p.59), 44(p.66) 67(p.78), 68(p.78) 69(p.83), 70(p.83) 71(p.83)	市
7	探求学習の協働	1-2 1-3	高等学校の「探求学習」と協働して、文化財の保存と活用について、課題の掘り起こしや解決方法をさぐる。	○		○	○	○		△			市
8	こども学芸員講座	1-2 1-3 1-4	土器や古文書などの史資料の取り扱いを学習し、子ども達による展示会を開催する。			○	○	◎		△			市
9	みまさかミスターズスクール	1-3 2-1	木地師の工芸品や曲げわっぱなど伝統工芸品の体験教室を開催する。	○	○	○	○	◎		△			市
10	伝統芸能鑑賞事業	1-3 2-1	市内小学生を対象に市内で行われている伝統芸能を鑑賞する。				○	◎	△	△		64(p.78)	市

◎:主導団体 ○:連携団体 △:補助団体

措置番号	保存・活用に関する措置 ※番号＝方針との対応		措置の内容	取組主体					事業計画期間			関連文化財群の 事業番号 【○内はページ数】	財源
				地域	所有者	専門機関	保護団体	行政	前期	中期	後期		
11	子ども伝統芸能教室	1-3 2-1	市内伝統芸能(農村歌舞伎、獅子舞など)の子供を対象とした教室を開催する。			○	○	◎				63(p.78)	国・市
12	展示施設の見直し	1-5	既存の展示施設について、より実物にふれる機会の増える展示内容及び設置を新設も含めて検討する。					○					国・市

◎:主導団体 ○:連携団体 △:補助団体

6-3 「文化財を守る」ための課題・方針・措置

(1)課題

②-1 社会的環境により文化財継承が困難

梶並神社当人祭【県】、天曳神社宮原獅子舞【県】などの県指定文化財においても、過疎化や少子高齢化、生活様式の多様化などの影響により、都市部に転出した出身者へ協力依頼しないと実施できない状況となっています。地域のお堂や歴史的建造物も後継者不在などにより損傷が目立ってきています。

②-2 文化財維持管理の負担増加

先述の後継者不足などにより地域で管理していた物件の維持費に対する一人当たりの負担が大きくなっています。また日常管理に対する負担も増えることから管理の行き届かない文化財が増加しています。

②-3 防災・防犯の体制整備の不足

近年の異常気象と言われる集中豪雨や熱波などによる自然災害が頻発しています。また全国的に文化財に対する落書きや毀損など被害が生じていることから、消防、警察、文化財の救援団体等との連携による文化財の防災・防犯体制の充実が求められています。

②-4 個別の文化財保存活用計画作成への取組周知の不足

文化財の維持管理について、計画的に管理することで所有者負担などを軽減できると考えられますが、計画策定は林家住宅【国】のみにとどまっています。

(2)方針

課題：②-1 社会的環境により文化財継承が困難

方針：2-1 文化財継承の担い手の育成に努めます。文化財の詳細な記録保存に取り組みます。

課題：②-2 文化財維持管理の負担増加

方針：2-2 文化財維持管理の助成見直しと文化財の保存・管理のため体制整備に取り組みます。

課題：②-3 防災・防犯の体制整備の不足

方針：2-3 文化財の防災・防犯設備の整備や災害時の体制整備に取り組みます。

課題：②-4 個別の文化財保存活用計画作成への取組周知の不足

方針：2-4 個別の文化財保存活用計画の策定を進めます。

(3) 措置

表12 「文化財を守る」措置一覧

措置番号	保存・活用に関する措置 ※番号=方針との対応		措置の内容	取組主体					事業計画 期間			関連文化財群の 事業番号 【○内はページ数】	財源
				地域	所有者	専門機関	保護団体	行政	前期	中期	後期		
13	民俗文化財映像記録作成	2-1	伝統芸能、行事、信仰などの映像記録化する。	○			◎	○	△			62(p.78)	国・市
14	先端技術による文化財の記録保存	2-1	文化財を先端技術によって記録保存を行う。	○		○		◎		△		41(p.66), 42(p.67) 46(p.67), 48(p.67) 66(p.78)	国・市
15	文化財保護指導員制度の導入	2-2	「文化財保護指導員」制度を導入し、文化財の巡視や所有者への助言を行う。					○		△			市
16	市補助金の補助率引き上げ	2-2	管理、整備、補修などの維持に対する市補助金の補助率を1/4から1/2以内に引き上げる。					○	△				市
17	文化財の防災・防犯体制整備の推進	2-3	災害・毀損・盗難等に備え、文化財リストを整備し、消防、警察、地域などと共有する。文化財防災センター及び岡山県文化財等救済ネットワークとの連携を密にする。	○	○		○	○	△				市
18	文化財の防災・防犯設備の整備推進	2-3	文化財の防災・防犯のための整備や更新を行う。	○	○			○	△			43(p.66)	市
19	防災訓練の実施	2-3	文化財防火デーに合わせ防災訓練を実施し、文化財に対する防災意識の向上を図る。	○	○			○	△				市
20	文化財ハザードマップ等の作製と周知	2-3	文化財の災害に対する危険性を予め把握するための文化財ハザードマップや文化財被災時の手続きなどの冊子を作成し、所有者等への周知を図る。	○	○			○		△			市
21	個別の文化財の計画の促進	2-4	(未指定を含めた)文化財の個別の保存活用計画の作成を推進する。		○			○		△			国・市

◎:主導団体 ○:連携団体 △:補助団体

6-4 「文化財をつなぎ、磨く」ための課題・方針・措置

(1) 課題

③-1 関係部署及び文化財所有者、文化財保護団体との連携不足

行政内において、文化財保護部局と文化財を活用する部局との役割分担があいまいになることがあります。また行政と文化財所有者、地域住民、文化財保護団体などとの連携も不足しています。

③-2 世代間交流の不足

文化財をつなぐためには、「あの山に雲がかかると雨になる」などといった生活の知恵や「キュウリを作らない地域がある」など地域間・世代間によって断絶しつつある細かな地域の風習などを知る必要があります。そのためには現在の文化財の類型に当てはまらない細かな生活の知恵や事象などを新たな枠組みの文化財として創造し継承する必要があります。

③-3 文化財のもつ可能性の向上

一度指定された文化財は触れてはいけないといった考えに至ることがあります。一方で指定されていない文化財については、価値や重要性を認識されないまま放置や取り壊しされることがあります。指定の有無に関わらず人々の営みから文化財が乖離してきている状況といえます。

③-4 多様な専門分野との連携不足

文化財を担当する美作市教育委員会事務局社会教育課には、考古学を専門とする担当職員1名を配置しています。多様な文化財に対応するため適正な配置と資質向上が必要です。文化財担当のみでなく内外の専門家の見識を要する場合の連携が十分ではありません。

(2) 方針

課題：③-1 関係部署及び文化財所有者、文化財保護団体との連携不足

方針：3-1 文化財所有者、文化財保護団体、美作市文化財担当部局、美作市観光部局等の連携を密にするための協議体制を構築します。

課題：③-2 世代間交流の不足

方針：3-2 地域間・世代間交流のための講座・イベント等を開催します。また新たな文化財の枠組みを創出し顕彰することで、地域の細かな事象を掘り起こします。

課題：③-3 文化財のもつ可能性の向上

方針：3-3 文化財の魅力向上の取組の実施と取り組む人材育成の支援を行います。

課題：③-4 多様な専門分野との連携不足

方針：3-4 文化財専門職員の資質向上と適正な配置及び各種専門家との連携構築に努めます。

(3)措置

表13 「文化財をつなぎ、磨く」措置一覧

措置 番号	保存・活用に関する措置 ※番号＝方針との対応	措置の内容	取組主体					事業計画 期間			関連文化財群の 事業番号 【○内はページ数】	財源
			地域	所有者	専門機関	保護団体	行政	前期	中期	後期		
22	美作市文化財保存活用 連絡協議会の設置	3-1 指定文化財所有者、文化財保護団体、市文化財担当部局、市観光部局など文化財の保存活用の連携を密にするため協議会を設置する。	○	○		○	○					市
23	世代交流講座の開催	3-2 地域の伝承や風習を世代交流ワークショップなどで掘り起こす。	○			○	◎					市
24	地元博士の育成事業	3-2 地域ごとの文化財や伝承、風習などを設問とした検定を実施する。					○					市
25	新たな文化財の枠組み 「美作市民文化遺産」 の創設	3-3 既存の文化財の類型に当てはまらない事象で伝統的又は特徴的なものを「美作市民文化遺産」として登録、顕彰を行う。	○				○					市
26	歴史的建造物の魅力向上を担う人材の育成	3-3 伝統的な建築技能及び知識をもち、歴史的建造物の魅力向上を担う人材の育成を支援する。			○		○				59(p.73)	市
27	歴史的建造物の保存・活用促進	3-3 歴史的建造物を把握し、保存・活用についての所有者との相談と保存・活用の計画づくりを行う。		○			○				58(p.72),60(p.73)	国・市
28	文化財の魅力発信のための環境整備	3-3 文化財を巡るルートの設定や合わせて解説板や案内板、便益施設など文化財訪問者の満足度上昇を図る。		○			○				45(p.67),46(p.67) 51(p.72),52(p.72) 53(p.72),54(p.72) 55(p.72),56(p.72)	国・市
29	ユニークベニューの推進	3-3 文化財をユニークベニューとしての活用を推進する。		○	△		○				36(p.59),49(p.67) 61(p.73)	国・市
30	文化財専門職員の採用と配置	3-4 文化財専門職員配置の拡充、人材確保を計画的に実施する。					○					市
31	文化財専門職員の資質向上	3-4 研究機関等での研修会を受講し、文化財専門職員のスキルアップを計画的に実施する。					○					市
32	文化財の保存・活用のための体制整備及び充実	3-4 庁内の横断的な連携体制を整えとともに、岡山県をはじめ、庁外関係機関等との連携を強化する。			○		○				37(p.59),39(p.66) 40(p.66)	市

◎:主導団体 ○:連携団体 △:補助団体

文化財にふれる・学ぶ

課題①-1 総合的把握と見直し調査の不足

課題①-2 既存調査等の情報公開の不足

課題①-3 郷土芸能にふれる機会の不足

課題①-4 郷土学習の不足

課題①-5 実物にふれる機会の不足

方針1-1 文化財の把握調査について計画を作成し、地域や文化財保護団体、学校等と連携した調査体制を整備します。また把握調査の結果によっては詳細調査を実施します。

方針1-2 講演会の開催。文化財の把握調査や詳細調査の調査成果を広く公開し、郷土学習に活かします。

方針1-3 郷土の伝統芸能や伝統工芸、歴史を郷土学習の一環として、若年層から学習する機会を提供します。

方針1-4 座学だけでなく、現地を散策するなど実物にふれる機会を設けた講座等を開催します。

方針1-5 郷土資料の展示など現在の歴史民俗資料館のあり方を含めて検討します。

- ①文化財の調査計画の作成(方針1-1)
- ②文化財の調査体制の整備(方針1-1)
- ③文化財の把握調査の実施(方針1-1)
- ④発掘調査の実施(方針1-1)
- ⑤文化財リストの作成・共有(方針1-2)
- ⑥文化財講座の充実(方針1-2、1-3、1-4)
- ⑦探求学習の協働(方針1-2、1-3)
- ⑧子ども学芸員講座(方針1-2、1-3、1-4)
- ⑨みまさかマイスターズスクールの開催(方針1-3)
- ⑩伝統芸能鑑賞事業(方針1-3)
- ⑪子ども伝統芸能教室(方針1-3)
- ⑫展示施設の見直し(方針1-5)

文化財を守る

課題②-1 社会的環境により文化財継承が困難

課題②-2 文化財維持管理の負担増加

課題②-3 防災 防犯の体制整備の不足

課題②-4 個別の文化財保存活用計画作成の取組周知の不足

方針2-1 文化財の詳細記録保存に取り組みます。

方針2-2 文化財維持管理の助成見直しと文化財の保存・管理のための体制整備に取り組みます。

方針2-3 文化財の防災・防犯設備の整備や災害時の体制整備に取り組みます。

方針2-4 個別の文化財保存活用計画の策定を進めます。

- ①民俗文化財映像記録作成(方針2-1)
- ②先端技術による文化財の記録保存(方針2-1)
- ③文化財保護指導員制度の導入(方針2-2)
- ④市補助金の補助率引き上げ(方針2-2)
- ⑤文化財の防災・防犯体制整備の推進(方針2-3)
- ⑥文化財の防災・防犯設備の整備推進(方針2-3)
- ⑦防災訓練の実施(方針2-3)
- ⑧文化財ハザードマップ等の作成と周知(方針2-3)
- ⑨個別の文化財の保存活用計画策定の促進(方針2-4)

文化財をつなぎ、磨く

課題③-1 関係部署及び文化財所有者、文化財保護団体との連携不足

課題③-2 世代間交流の不足

課題③-3 文化財のもつ可能性の向上

課題③-4 多様な専門分野との連携不足

方針3-1 文化財所有者、文化財保護団体、市文化財担当部局、市観光部局等の連携を密にするため協議体制を構築します。

方針3-2 地域間・世代間交流のための講座、イベント等を開催します。また文化財の新たな枠組みを創出し顕彰することで、地域の細かな事象を掘り起こします。

方針3-3 文化財の魅力向上の取組の実施と取り組む人材育成の支援を行います。

方針3-4 文化財専門職員の資質向上と合わせ適正な配置及び各種専門家との連携構築

- ①美作市文化財保存活用連絡協議会の設置(方針3-1)
- ②世代交流講座の開催(方針3-2)
- ③地元博士の育成事業(方針3-2)
- ④新たな文化財の枠組み「美作市民文化遺産」の創設(方針3-3)
- ⑤歴史的建造物の魅力向上を担う人材の育成(方針3-3)
- ⑥歴史的建造物の保存・活用促進(方針3-3)
- ⑦文化財の魅力発信のための環境整備(方針3-3)
- ⑧ユニークバニエの推進(方針3-3)
- ⑨文化財専門職員の採用と配置(方針3-4)
- ⑩文化財専門職員の資質向上(方針3-4)
- ⑪文化財の保存・活用のための体制整備及び充実(方針3-4)